

中世寺院社会における身分

——天台宗寺院の事例を中心に——

下坂 守

論文要旨

公家・武家社会とならぶ存在としての中世寺院社会については、近年さまざまな角度から検討が加えられ、特に個別寺院に関する研究の深化はめざましいものがある。しかし、寺院組織の構成主体たる僧については、その寺内における活動実態が必ずしもあきらかとなっていないのが現状である。

本稿では、天台宗寺院である園城寺と延暦寺を取り上げ、そこで活動した僧のあり方を身分という観点から考察した。その結果、園城寺では衆徒と預それに中衆という三種類の僧の存在が、いっぽう延暦寺では上方・中方・下方の三身分の僧の存在が、それぞれ確認できた。これらは中世の天台宗寺院における僧身分の基本的あり方を示すものと考えられる。

また、延暦寺では鎌倉時代初期の堂衆の一時的な寺からの放逐という事件を契機として、妻帯した「山徒」という新たな「衆徒」身分が創出され、他寺にはみられない、きわめて特異な僧身分構成が展開していたことがあきらかとなった。

はじめに

中世におけるわが国の僧の多さを「良人の男女の半ばは僧と為る」と表現したのは、応永二十六年（一四一九）に日本回礼使としてわが国を訪れた朝鮮の文臣宋希環である。¹剃髪姿の仏師や経師などの諸職人をもすべて僧と誤解しての表現かとも思われるが、中世、わが国にはきわめ

て多くの僧がいたことはまぎれもない事実であろう。

本稿はそれら中世の僧のうち天台宗の園城寺・延暦寺の僧に関して、その寺内における有り様を身分という観点から考察しようとするものである。両寺の僧を考察対象としたのは、仏法の守護者をもって標榜した彼らにおいてすら、いまだその実態がほとんどあきらかとなっていないからである。⁽²⁾ 本稿ではできるだけ史料に則して、両寺の僧がいかなる身分構成をもって存在していたかを検証、考察していくこととしたい。なお、中世、寺内に常住していなかった両寺の最高責任者ともいべき、長吏・座主については、考察外としたことを最初に断っておく。

一、園城寺の僧身分

寺院における身分を考えるにあたっては、当然のことながらその寺院がいかなる組織をもって存立していたかが多少なりともわかっているなければならない。『園城寺文書』⁽³⁾ によって寺院組織の概容がある程度具体的に判明する園城寺を最初に取り上げ、その寺内身分を考察していくこととしよう。

中世における園城寺の寺内を堂舎の有り様から分類すると、次のようになる。

- 1、三院（北院、中院、南院）
- 2、如意寺
- 3、五別所（常在寺、水観寺、微妙寺、尾蔵寺、近松寺）

これら堂舎の寺内における配置をよく伝えてくれるのは、南北朝時代初期に作成された『園城寺絵図』（重要文化財、園城寺蔵）である。五幅からなる同絵図には、「北院（常在寺を含む）」「中院（水観寺を含む）」「南院」「三別所（微妙寺、尾蔵寺、近松寺）」「如意寺」の五つの地区が五幅に分けて描かれている。これは、常在寺・水観寺がそれぞれ北院・中院に、また微妙寺・尾蔵寺・近松寺の「三別所」が南院に属していたためである。そこでこのような堂舎配置をもった園城寺でその運営にあたった僧たちであるが、以下では如意寺を除いた三院と五別所の僧に絞って考察していくこととしたい。というのは、如意寺は『園城寺絵図』によっても知られる通り、三院・五別所からは離れていわば半ば独立して存在していたからである。⁽⁴⁾

① 衆徒（三院の僧）

では、園城寺の正規の成員ともいべき「衆徒」から順次、見ていくこととしよう。三院を構成していたのは衆徒と呼ばれた寺僧たちであった。彼らが強力な生活共同体を三院それぞれにおいて作り上げていたことについてはかつて詳しく論じたことがあり、詳細はそちらに譲り、ここでは三院の運営がそれぞれ衆徒の「衆議」に基づいて行われていたこと、および三院が集まって「惣寺」としての園城寺を作りあげていたことだけを指摘しておきたい。中世の園城寺の組織は基本的には三院が寄合つて惣寺を構成する形で存在していたと理解してよい。⁽⁵⁾

衆徒の房舎が中世、寺内にどのような形で存在していたかは定かではないが、江戸時代の『大津町絵図』には三院の各地区に分かれて分布する房舎群が描かれており、中世にも基本的にこれと変わらない風景が展開していたものと推測される。⁽⁶⁾

またその内部構造については、南北朝時代に作成された『慕婦絵』に見える「南滝院」の姿が参考となろう。同絵にはいくつもの部屋をもった、貴族の邸宅かと思まごうばかりの同院の建物が描かれている。⁽⁷⁾そして、それが決して特別な房舎の有り様でなかったことは、今に残る勸学院・光浄院の客殿（ともに国宝）を一見すればあきらかである。慶長五年（一六〇〇）から同六年にかけて造営された両院の内部は狩野派の華麗な障壁画によって飾られており、桃山時代を代表する建築となっている。⁽⁸⁾

これら房舎の住人としては、房主としての衆徒のほか、彼に仕えたより下層の僧の存在を想定しなければならないが、園城寺については『慕婦絵』以外にその姿態を伝える史料はほとんど残らず、詳しいことはわからない。寺内における彼らの身分については、のちに延暦寺の例をもとに考えることとし、次に園城寺で衆徒につぐ寺内の身分として存在した、「預」「預房」（以下、「預」とのみ表記）についてみていくこととしよう。

② 預

預とは堂舎の管理・維持にあたった僧のことと、園城寺では中世には唐院のほか三尾社、会所などに配されていた。その居所は預房と呼ばれ、たとえば、唐院の預房としては中世、香実坊・中実坊などの房名を確認することができる。⁽⁹⁾

預房は管理する堂舎の所在地によって、唐院・三尾社は南院、金堂・講堂・護法社は中院、経堂・新羅社は北院といったように分かれて三院の支配を受けており、その運営費用も三院の公物から支出されている。⁽¹⁰⁾預が衆徒の下に位置付けられていた理由の一つはこの経済的な上下関係

にあったと考えられる。

なお、このような衆徒と預の関係は中世に止まらず近世にも引き継がれており、次に引用したのは、寛永十九年（一六四二）付「道見御門跡寺中御法度書写」にみえる「預方定」である。⁽¹¹⁾

預方定

- 一、預分之堂社内外、付、海道掃地不可致油断事、
- 一、寺僧不寄老若、慮外之言語・無礼之働於有之者、雖為誰々坊人遂其糺明、預坊可被召上事、
- 一、里辺へ出ル時者、衣を可着、縦雖親類兄弟、在家ニ夜宿堅停止、若此趣於相背者有之者、可為永追放、

預が近世にも惣寺のなかで「寺僧（衆徒）」の下の身分として明確に位置付けられていたことが知られよう。また、この「預方定」からは、近世になると、預が三院の分割支配を離れ、一括して惣寺としての支配をうけるようになっていたことがわかる。

③ 中衆 — 五別所の僧 —

園城寺で衆徒・預に続く第三の身分として抽出できるのは五別所の僧である。中世、彼らの活動を伝える史料は決して多くない。そのようななかにあつて貴重なのが、南院の衆議記録である「南院惣想集會引付」明応二（一四九三）年十二月十九日条に見える、微妙寺僧の罪を裁いた際の「微妙寺之衆分常喜坊、依不儀之子細、被罪科事」という記載である。⁽¹²⁾ 短い一文ではあるが、これによって別所としての微妙寺の僧が南院の完全な支配下にあつたこと、およびその僧たちが「衆分」と称される独自の身分を構成していたことが判明しよう。

では、別所の「衆分」とは具体的にどのような僧たちだったのであろうか。失われた中世の史料に代わって、ここでも一つの手懸かりとなるのが先の「道見御門跡寺中御法度書写」である。⁽¹³⁾ 同法度書には「五別所中衆」に関する次のような規定が見えている。

五別所中衆定

- 一、如寺中法度面々坊持仏堂本尊・仏具相嗜、朝夕勤行、本堂之勤無懈怠可致執行事、

一、寺衆不寄老若、慮外之言語・無礼之働有之者、雖為誰々坊人遂其糺明、別所可私事、

一、面々別所を出る時者、衣を可着、白衣停止、たとひ雖為親類、在家ニ夜宿可令停止、若此旨相背者有之者、別所可追出事、

一、諸牢人宿借事、堅停止、付、徒者参会有之者、其近所之衆、役者中まで内証可申上、若隱置、他所より於聞付者可為同罪事、

一、第一戒法不律之僧者、五別所共ニ在住堅不可叶事、

「五別所中衆」が先の「預方」と同じく一括して惣寺の支配を受けていたこと、またその結果、「預方」と同様に彼らが「寺衆（衆徒）」の下に位置付けられていたことがわかる。

近世、「五別所中衆」（以下、「中衆」と記す）はあらゆる面で寺衆とは画然と区別されており、たとえば元和二年（一六一六）九月二日付「江戸使節料并使節衆之定」によれば、江戸への使節としての日当は寺衆の「使僧」が「路次中一日ニ五匁宛、逗留中一日ニ三匁宛」であったのに対して、中衆は「路次中一日ニ二匁宛、逗留中一日ニ一匁宛」となっている。¹⁴

そして、彼ら「五別所中衆」と呼ばれた僧たちが、いかなる存在であったかをより具体的に伝えてくれるのが時期はさらに下るが、元禄五年（二六九二）の「元禄五年寺社僧坊改記」である。¹⁵園城寺の「僧坊」を列記した同記によれば、五別所にはそれぞれ「五坊」と呼ばれた五つの僧房が存在していた。中衆とは彼ら五別所五坊の僧たちであったとみてまちがいない。つまり五別所に分かれて住んでいた各五坊の僧たちこそが中衆であり、明応二年の「南院惣想集會引付」にいう別所の「衆分」とはまさに彼らを指していたと考えられるのである。¹⁶

きわめて限られた史料からではあるが、中世の園城寺が三院（惣寺）を構成する衆徒（近世には寺僧）と、彼らの下において堂舎の維持・管理にあたった預、それに五別所を運営していた各五坊の「衆分（中衆）」の三種類の僧によって運営されていたことが確認できた。このうち預と中衆については、後述する延暦寺の「中方」身分のあり方などからして、基本的には寺内では同一身分とみなされていたものと理解される。では、これらの点を念頭に置き、次に延暦寺における僧身分の構成検証に移ることとしよう。

二、延暦寺の僧身分

延暦寺の場合も、園城寺と同様にその寺内組織の概略を再確認することから始めたい。中世、同寺でも寺の運営主体をなしていたのは衆徒であった。彼らの居住地区は東塔・西塔・横川の三地区（三院）に分かれ、各地区はさらに谷と呼ばれた十六の小地区から構成されていた。いわゆる三塔十六谷であるが、それら「院々谷々」の地縁の共同体としての運営は、中世には原則として当該地区の衆徒の衆議に委ねられており、谷が集まって一院となり、一院が寄合って惣寺となる構造は、基本的に園城寺と変わりない⁽¹⁷⁾。ただ、延暦寺の場合、惣寺の規模が大きかっただけに僧の身分構成も園城寺と異なる点がいくつか存在していた。その一つが独立性の強い執行機関としての寺家の存在であり、今一つが山門使節に代表される妻帯した衆徒、すなわち山徒の存在である。

寺家とは衆徒の衆議をうけて惣寺の庶務を処理した機関で、延暦寺では執当と呼ばれた長官が所司（寺官）以下を指揮してこれを運営していた。坂本に所在した寺家は、衆徒のみならず座主の差配下にもあり、両者の均衡の上に立って南北朝時代末までは、きわめて大きな権限を振っている。しかし、南北朝時代末、室町幕府によって山門使節制度が確立されると、その権限の多くは山門使節に吸収され、寺家の力は急速に縮小していく⁽¹⁸⁾。

一方、その山門使節に代表される山徒とは妻帯した衆徒のことで、その出現は元久二年（一二〇五）の寺内からの堂衆追放にまで遡ると推定されるが、その点については改めて考えるとき、以下においては、園城寺の場合と同様、衆徒以下、延暦寺の僧身分がどのような構成をとって存在していたかを順を追って検証していくこととしよう。

① 上方―衆徒と山徒―

延暦寺における僧身分のありかたをもっとも簡潔にかつ明確に規定しているのは、戦国時代の『驪驢嘶餘⁽¹⁹⁾』である。同書は延暦寺の僧を「上方」「中方」「下方」の三つの身分に分け、その最上位の「上方」に衆徒を位置付けて次のように記す。

一、衆徒 清僧也、権大僧都・法印ガ極メナリ、僧正ハ希也、平民モ徳ニヨリテ任ズルナリ、東寺ニハ多也、

つまり、延暦寺においても最上位に置かれていたのは衆徒であり、この点は園城寺とかわらない。ただ、延暦寺が園城寺と大きく異なるのは、その「上方」身分に衆徒だけでなく山徒もが入っていたという点である。

この衆徒と山徒の特殊なあり方を「驪驢嘶餘」は「山徒・衆徒同位也」と簡単に記すにとどまるが、慶長六年（一六〇二）正月の延暦寺大講堂における集会の決議は「一大衆内有衆徒・山徒両衆、其山徒與衆徒同位同格」とはっきりと定義している⁽²⁰⁾。また、この時、制定された「当今世出世制法」も衆徒・山徒についてそれぞれ一頂を設けて、両者の同位を次のように明記している⁽²¹⁾。

称衆徒者、皆是清浄住学生也、以下経五階凡僧、補阿闍梨・内供奉・堅者・註記・已講・擬講・証義・探題等、任僧綱、為先途、
山徒者、其初皆清浄住学明室也、故與衆徒同格也、中古已来為妻帯称此山徒、以使于公家・武家為其職、称此使節、此徒有数多、所謂、護
正院・南岸坊・金輪院・杉生坊・円明院等

衆徒と山徒の同位とともに、その違いの基準が妻帯の有無にあったことがこれによりわかる。また、この「当今世出世制法」の記述で今一つ注目されるのは、山徒として護正院・南岸坊・金輪院・杉生坊・円明坊等の名をあげている点である。彼らはいずれも南北朝時代末以来、山門使節を勤めるなど、延暦寺と幕府の間にあつてめざましい政治・軍事活動を行っていたことで知られる山徒であり、彼らがその世俗的な活動にもかかわらず、寺内では衆徒と同等とされていたことが確認できるからである。では、その山徒の寺内における存在形態を彼らの活動にまで踏み込んでやや詳しく見ていくこととしよう。

妻帯を許されていた山徒の場合、まず問題となるのはその居所であろう。比叡山はよく知られているように女人禁制の地であり、山徒が山上に本拠を構えることはできなかったはずである。彼らはどこに住んでいたものであろうか。

ここで想起されるのが、「在坂本大衆」と呼ばれた近江坂本に集住していた衆徒たちの存在である。「坂本衆徒」「坂下の衆徒等」「在坂本之衆徒⁽²⁵⁾」とも呼ばれた彼らが、三塔十六谷の衆徒と同様に、坂本で一種の地縁的な集団を作り上げていたことは、たとえば永和元年（一三七五）十二月の告文に「三塔谷々学頭・坂本之老若之徒」と見えていることからも容易にうかがうことができる。彼らがこれまた三塔十六谷の衆徒と同

じく、宿老と若輩という年膺をもってする二つのグループから構成されていたことも、このことを側面からであるが裏付けてくれる。ちなみに坂本における山徒の人数としては、応永元年で「宿老」だけで十一人、⁽²⁷⁾また応永二十七年の「在坂本人数」には十九人の名前が確認できる（三人の山門使節を除く）。⁽²⁸⁾

南北朝時代になると、彼らは坂本を舞台として互いに抗争を繰り返しており、主なものだけでも、応安四年七月（一三七一）の円明坊率いる青蓮院門徒と妙法院門徒の争い、⁽²⁹⁾応安五年十二月の行泉坊と南岸坊の抗争、⁽³⁰⁾さらには永和三年七月の金輪院と月輪院の軍事衝突⁽³¹⁾などをあげることがができる。また、のちには山上の衆徒が坂本の山徒杉生坊を攻めるといふ事件も起こっている。⁽³²⁾

彼らの坂本の房舎については、今のところその有り様を伝える史料はほとんど残されていないが、応永二十二年には足利義持が、また正長二年には足利義教が日吉社参詣にあたり、それぞれ円明坊兼承・乗蓮坊兼宗の房舎を宿所としていることは、⁽³³⁾それが將軍の宿泊に十分に耐えるだけの規模と装備を備えるものであったことを示している。また貴人の宿泊ということでは、『日本耶穌会年報』に収録されている次のような一五七一年十月六日付のイエズス会宣教師書簡が、衆徒の房舎の有り様をよく伝えるものとして興味深い（傍線は下坂）。

此山の僧院中、予は或るものを見たるが、材木に依りて造られたりとは思はれず、加工の法甚だ見るべきものあるが故に、他の更に貴重な物にて造りたるが如し、其外部は山高きが故に、絶えず雨雪及び風絶えず之を打つを以て、甚だ美麗ならず、然れども内部は、材木を用ひては、此以上の建築をなすこと能はざるべしと思はる、壁に用ふる屏風、戸、縁側・天井等に種々の甚だ好き絵を画き、前に述べたるが如き席を備へ、国王又は大諸侯も、別に寝具を要せず恥づることなく此処に眠り、良き敷物の上に於けるが如く休息することを得べし、室は甚だ清潔なれば、彼等は靴を用ふることなし、

坂本の山徒の房舎はここに描写された「僧院」にも勝とも劣らない規模と装備を備えていたとみてよい。ちなみにこの書簡は房舎の主について「僧院」の数は頗る多く、其中に頭目あり、彼等の大多数は富裕且傲慢にして、互いに殺し合い、又他の人を殺す」とも記しており、ここにいう「僧院」とは山徒の房舎そのものであった可能性が高い。

山徒の房舎には、房主に仕える数多くの同宿・若党・児等が住んでいた。応永二十六年正月、当時権勢を振るっていた円明坊兼承が鞍馬参詣の帰路に討たれた時の有り様を伝える「看聞御記」の記述は、⁽³⁵⁾その一端をうかがわせるものとして貴重である。

抑山徒円明坊今朝被誅云々、(中略)今朝鞍馬參詣下向之時、於市原野討之、兵士廿餘人召具、皆逃散了、中間一人残、主従二人討死、円明敵両三人討取、能振舞討死云々、不便也、

円明坊は同じ頃、数十人の同宿を抱えていたともいい、その房の「家」³⁶としての規模はまさに一般の武士以上のものがあつたとみなければならぬ。

また、二十人もの「兵士」を従えた行列や、三人もの敵を倒してのちの討ち死は、彼が僧というよりも武家に近い存在であつたことを指し示している。応永二十八年三月、足利義持が日吉社に参籠した時、山徒がその警護を「武家人」に委ねることを忌避し、自分たちの手でそれを行うことを強硬に主張しているのも、そのきわめて濃厚な武家的性格を物語るものといえる。³⁷

慶長六年の「当今世出世制法」は「上方」としては、衆徒・山徒のほか「寺家執当」と「四至内」をあげる。

寺家執当者、上代以衆徒清僧補此職、故與衆徒同格、務山中營事、而中古已來為妻帯、正応四年、以院宣、被附與梶井宮、但右兩家在梶井称堀池寺家、在京都称猪熊寺家、兩家互補執当、猪熊方天文年間中絶、堀池寺家于今相続而、兼仕梶井殿、代々補延曆寺執当、天正十七年已來為彼家相伝職、

四至内 此亦以衆徒補此職、務一山領内雜事為職、天正年中再興後、以公人中槐首者代補此

室町時代、青蓮院の門徒となつていた「寺家執当」が山徒とほぼ同列の処遇をうけていたことからしても、この「当今世出世制法」の記載内容の中世まで遡るとみてよい。なお、四至内とは寺家にあつて坂本の支配の担当した役職をいう。

② 中方——堂衆、所司、維那——

『驪驢嘶餘』は、中方について「堂衆・承仕」を勤める人々と規定する。また、寺家では数ある役の中で維那だけを中方としている。この点は「当今世出世制法」も同じで(括弧内は原文割注)、

中方(称聖名或国名)

此類称堂衆、多是住学生召仕侍輩出家・清僧者也、其中、首七人内上三人称長講（一長講、二長講、三長講、補此職、准上方、畜兒為弟子）、次三人称承仕、次一人称呪師、參勤山洛御修法、列衆徒末席、從金剛寿院覺尋僧正（第三十五代）座主職時、諸堂社勤行皆堂衆勤之、然敵學生故、文治・建久間、堂衆蒙 勅勘、令離山後、其勢漸衰、堂社勤行如元從學生勤之、

と記し、維那についても次のように規定する。

所司 山上諸堂各有此職、務堂内諸莊嚴等事乎、寺務出行時役先驅

維那者、中古已來為妻帶、久寿三年、依最雲親王七仏藥師法御祈賞、已來著赤袈裟、座主出行時騎馬勤先驅為永式、中方息為兇者為上方、

ここにいう所司とは寺家のいわゆる寺官を指す。彼らは堂衆・承仕とともに中方に位置付けられていたのである。

しかし、中方の主体を構成していたのは、やはり堂衆・承仕であったと推定される。そこで彼らの寺内における有り様であるが、この点に関して看過できないが「当今世出世制法」も記す鎌倉時代初めの学生と堂衆の争いである。堂衆がかの時の抗争に敗れて一旦は山を離れたことはよく知られている。⁽³⁸⁾そして、堂衆がいなくなった結果、学生すなわち衆徒が自らその職務の穴を埋めるために新たに創出したのが妻帯した衆徒、すなわち山徒ではなかったか、と考えられる。

初期の堂衆の姿を伝える史料として著名なものに、『平家物語』卷二の次のような記述がある。

堂衆と申は、学生の所従也ける童部が法師になつたるや、若は中間法師原にてありけるが、金剛寿院の座主覺尋僧正御治山の時より、三塔に結番して、夏衆と号して仏に花まいらせし者共也、近來行人とて、大衆をも事共せざりしが、かく度々の合戦にうちかちぬ、堂衆等師主の命をそむいて合戦を企、すみやかに誅罰せられるべきよし、大衆公家に奏聞し、武家に触うたう、

これによって知られる堂衆の活動領域はきわめて多彩である。もともとは「学生」の召し使う「童部」や「中間法師」であったこと、三塔に「夏衆」として結番し供華の職務を務めていたこと、さらには「行人」とも呼ばれ金融に携わっていたこと、また「度々の合戦」に勝利を収めるなど武装化の点でも抜きん出た存在であったこと、などである。

NO	堂	舎	僧身分	作法内容	人数	備考
1	大宮	夏堂	中僧	香華・燈明	十二人	
2	二宮	夏堂	(不明)	(香華・燈明)	十二人	
3	聖真子	念仏堂	(不明)	鐘・法螺	十二人	
4	八王子	夏堂	三院行者	供華	(不明)	衆徒か
5	客人	夏堂(彼岸所内)	(不明)	(香華・燈明)	(不明)	
6	十禪師	夏堂	樹下僧・堂衆	(香華・燈明)	十二人	

どの仏事を担当していたことが確認できよう。

わかりにくいところもあるが、日吉七社(三宮を除く)の夏堂においては、「中僧」ないしは「堂衆」と呼ばれた僧たちが「香華・燈明」な

大宮彼岸所、雑舎迄兩棟アリ、二季ノ法事、南谷上中下僧悉參籠事也、此内ニ夏堂アリ、九旬供華十二人結番、七社ニ有夏堂、勤行アリ、大宮夏堂香華・燈明ハ中僧調之、彼岸所ノ上座ニ一宮夏堂別ニ有、拜殿東立之、十二人ノ僧、聖真子ハ念仏堂ナリ、十二時ノ勤行、十二人鐘・法螺、八王子ノ夏堂、供華三院行者、衆徒祈念ノ處、客人宮ノ夏堂ハ彼岸所内ニテ行法アリ、十禪師宮ノ夏堂十二人、樹下僧ト号之、又ハ亥ノ子谷ノ大衆ト号之、非衆徒、非中僧、堂衆ト云テ十二人アリ、

らではあるが裏付けてくれる。時代はかなり下るが、次に引用したのは『日吉社神道秘密記』に記された日吉社の夏堂における仏事に関する記述である。

そして、これら多彩な堂衆の活動領域で特に注目されるのは、金融と軍事に関わる活動がのちの山徒に引き継がれているという点である。つまり、南北朝時代から室町時代にそのピークを迎える山徒による土倉経営、および山門使節に代表される山徒の武家化がそれで、山徒の活動の源流はかつての堂衆の活動にあると理解されなければならない。言葉を換えて言えば、鎌倉時代初期の堂衆の離山こそが山徒出現の大きな契機となっていたと理解されるのである。

やがて一山内に復帰した堂衆が金融と軍事にはもはや関わることなく、供華などの仏事だけをその職掌としていることも、このことを側面から

そもそも堂衆とはその呼称からしても、本来は園城寺における預と同様に、堂舎の維持・管理をその主たる役務とした職であったと考えられる。ただ、延暦寺の場合にはその巨大な寺院規模から独自の勢力を形成するようになり、やがては学生と拮抗する力を持つまでになったのである。そして、その際、一山内の堂舎に散在していた彼ら堂衆が集結拠点としたのが日吉社の彼岸所であった。⁽⁴⁰⁾ そのことについてはかつて論じたことがあり、詳細はそちらに譲るが、鎌倉時代の堂衆離山直後に学生がいち早くそれら彼岸所を「院々谷々」で分割・分有していたという事実だけは改めて指摘しておきたい。

③ 下方—下僧—

『驪驢嘶餘』は、最下層の僧身分として「下僧」をあげている。同書によれば、「下法師」とも呼ばれたこの「下僧」に属したのは、次のような内容の職務をもった寺家の「出納」「庫主」「政所」「専当」であったという。

- 出納ツツカ 下法師、被物・禄物取出、又納也、
- 庫主コヌ 下法師、仏供ヲ調ル者也、
- 政所 下法師、中堂御常供・仏供ヲ調スル也、
- 専当ゼンダウ 下法師、若輩タリト云へ共、杖ヲツクナリ、執当輿前二行也、

衆徒の衆議をうけて検断に従事した山門公人の役は、基本的に彼らが担ったもので、『驪驢嘶餘』はそれについて「公人ハ下法師ガナルナリ」と記している。また、同書は続けて「処々ノ堂ニヨリテ任ズル也」とは説明するが、これは堂衆と同様に堂舎単位で寺家の統制をうけていたことを示している。

なお、後世の「当今世出世制法」も下僧に関して『驪驢嘶餘』とほぼ同様に次のように規定している（括弧内は原文割注）。

下僧（昇職称公人、於其中三塔公人上首、称三院别常）此輩称法師原、此皆妻帯下法師也、其中擢補諸堂公役者、称此公人、其役名者出納（被物・禄物取出、又納之者也）

庫主（調仏供者也、今云文庫・宝蔵番勤之乎）

政所（中堂御常供調之者也）

専当（雖若輩、秉白木八角杖、守諸堂、座主及寺務執当出行時、持杖勤先駈）

以上、公人所職皆以執当許狀補任此職、公人子參門跡為御童子者、為中方為上方事甚稀也、

これらの記載からすれば、下僧とはやはり寺家の統制下にあつて一山内の堂舎の保持にあつた下級僧を指していたことになる。しかし、衆徒・山徒の下にも、「下僧」と呼ばれる雑事に携わつた下級僧がいたことは、たとえば『諸国一見聖物語』⁽⁴⁾に見える次のような記述からもあきらかである。

山徒卜覚教、小童子一人、下僧二人供シテ、駒打シツメ、誠ニ物ヲ申レシ様、神妙ニシテ、其姿モユ、シク見エラレシ、

したがつて、下僧とは狭義には一山の堂舎保全に従事した下級僧を、また広義にはそれに衆徒・山徒の下で使役されていた下級僧をも含めた存在とここでは定義付けておきたい。

む す び

当初の目的とは裏腹に園城寺・延暦寺における僧の有り様を断片的に概観するにとどまったが、最後に本稿で得られた成果および課題を整理してむすびにかえたい。

園城寺・延暦寺では中世、惣寺の根幹を形成していたのは衆徒で、その下には堂舎管理を職務とした預・堂衆、別所・寺家の僧がおり、最下僧には下僧と呼ばれた下級僧が存在していた。この点は基本的に両寺共通で、中世の天台宗寺院の僧身分は、大きく分けて、衆徒、預・堂衆等からなる中衆・中坊、それに下僧の三つからなつていたと定義付けることができる。

ただ、延暦寺では鎌倉時代の初めに経済力と軍事力を貯えた堂衆が、衆徒（学生）によつて一山から放逐された結果、衆徒の一部がその役割を補填しなければならぬ状況が生まれ、山徒がここに登場する。坂本に集住したことから「坂本衆徒」とも呼ばれた彼らがやがてその卓越し

た経済力・軍事力をもって、南北朝時代から室町時代にかけて、延暦寺で大きな力を持つに至ることは別に論証した通りである。

一方、衆徒の下にあつて堂舎の保全・管理を担当したのが預・堂衆であるが、延暦寺では彼らがその職掌を活用し鎌倉時代初期のごく一時期とはいえ、衆徒と拮抗する力をもつに至っていたことは注目に値する。寺内のヒエラルヒーが組織内のわずかなひずみによって、容易に崩れるもろい側面を有していたことがうかがえるからである。そして、堂衆の台頭が日吉社の彼岸所という延暦寺独自の宗教施設を結節点として展開していることからすれば、彼岸所をそのひずみの象徴とみなすこともできよう。

最後に寺の運営を底辺で支えた下僧についていえば、寺家・衆徒いずれの下に属した下僧であっても、その身分が必ずしも固定的なものではなかったことは指摘しておく必要がある。『驥驢嘶餘』は、下僧であろうとも、中方・上方への道は開かれていたという。

下僧（下法師也）後ニ公人ニ成ル、公人ノ息モ御童子ニナレバ中方ト成ル、中方ノ息モ児ニナレバ上方ト成ル、下法師モ三代目ニハ上方ニ成ルトハ申セ共、中方ニハ成レ共、上方ニ成ル事ハ稀也、

ここにもいうように下僧が上方になることなど現実にはきわめて稀であつたに違いないが、それにしても中世の寺院社会がそれなりの弾力性を有した社会であつたことを忘れてはなるまい。

(1) 『老松堂日本行録』（村井章介校注、岩波書店、一九八七年）。読み下し文は同書による。

(2) 寺社における身分制を体系的に論じた研究としては、黒田俊雄「中世の身分制と卑賤觀念」『中世の身分意識と社会観』（黒田俊雄著作集）六、法蔵館、一九九五年）がある。また、延暦寺の僧集団のあり方については、黒田俊雄「中世寺社勢力論」（『岩波講座日本歴史』六、岩波書店、一九七五年）、辻博之「中世山門衆徒の同族結合と里房」（『待兼山論叢』一三、一九八〇年）がこれを取りあげ論じている。筆者も「延暦寺における「山徒」の存在形態」（前掲注②）拙著所収）において、その実態を論じたことがあるが、拙稿を含め延暦寺内における身分を総体的かつ具体的に考察対象とした研究はこれま
でなく、園城寺についても同様である。

(3) 中世における園城寺の惣寺としてのあり方については、拙稿「中世寺院における大衆と「惣寺」」（拙著『中世寺院社会の研究』、思文閣出版、二〇〇一年）参照。

(4) 『園城寺絵図』については、泉武夫「園城寺境内古図の制作年代」（同氏「仏画の造形」、吉川弘文館、一九九五年。初出は『金沢文庫研究』二八四、神奈川県立金沢文庫、一九九〇年）。また、如意寺に関しては「特輯 如意寺の諸問題」（『古代文化』四三―六、一九九一年）収録の山岸常人「如意寺伽藍の形成とその性格」、梶川敏夫「如意寺跡——平安時代創建の山岳寺院——」等の諸論文参照。

- (5) 前掲註(2) 拙稿参照。
- (6) 「大津町古絵図」(山田豊三郎氏蔵)。「図説 大津の歴史」(大津市、一九九九年)には同図のカラー写真が収録されている。また、下坂守・福家俊彦「近世の寺院経営——山の拡がりとその活動——」(『園城寺文書』四所収)には、園城寺部分を拡大したトレース図が収録されている。
- (7) 「幕屏絵」一。同絵巻には南滝坊のほかにも、延暦寺の慈信坊を初めとしていくつもの僧房が登場するが、それらはすべて門・築地塀をもった本格的な建造物に描かれている。
- (8) 勸学院・光浄院の概要については、高梨純次「勸学院客殿(園城寺)」「光浄院(園城寺)」(『日本の国宝』七七、朝日新聞社、一九九八年)が詳しい。
- (9) 「園城寺唐院灌頂記」(『園城寺文書』二一九〇号)に「預房」として、「香実房盛賢」「中実房芸秀」(永正三年三月)の名が見える。また、「南院算勘引付」(『園城寺文書』二一九三号) 永享十年(一四三八)十月二十六日条に「三尾預坊和泉僧之請文」とあり、応永三十一年(一四二四)四月十九日の年紀をもつ「園城寺尺」の裏面にも「預香実領納竹計也」(『園城寺文書』二一〇三号)の墨書が見える。さらに天正三年(一五七五)十月付「園城寺唐院灌頂記」(『園城寺文書』二二四七号)は「当預り坊香実坊永元」の作成にかかる。
- (10) 「南院算勘引付」(『園城寺文書』二一九三号) 文明十五年(一四八三)十一月二十六日条に「一、就預坊造営之儀、大工以下諸下行未下、悉皆下行、皆濟有之事」とあり、「南院公物算用状」(『園城寺文書』二一八五・一九二号) 永正十七年(一五二〇)十二月十九日付に「預法師衣料」「預坊屋棟助成」、大永二年(一五三二)十二月二十八日付にも「預法師衣料」などの支出項目が見える。天正十五年(一五八七)八月、同十七年三月、同十九年三月の「三尾算勘日記」(『南院三尾社納帳』二七四号)には、「預坊衣料」「同弟子」等への支出が記録される。
- (11) 「園城寺文書」四一四号。
- (12) 「園城寺文書」二一六九号。
- (13) 前掲註(11)参照。
- (14) 「三院集会引付抜書」(『園城寺文書』四一一)所収。
- (15) 「園城寺文書」四一一三。
- (16) 「元禄五年寺社僧坊改記」は「園城寺中方微妙寺之内五坊」として、正藏坊、慈性坊、珠光坊、千珠坊、専光坊の五坊をあげる。明応二年(一四九三)の「南院惣想集会引付」にみえる常喜坊の名はここにはみえない。
- (17) 前掲註(2) 拙稿参照。
- (18) 前掲註(2) 拙稿参照。
- (19) 「群書類従」四九〇。
- (20) 「天台座主記」。
- (21) 同右。元龜二年(一五七一)の焼き討ちによって一旦は滅亡した延暦寺の再建にあたり作成された「当今世出世制法」の内容は、基本的に「驢驢嘶餘」のいうところと同じであり、同書を参考にして作られた可能性が高い。
- (22) 拙稿「山門使節制度の成立と展開」(前掲註(2) 拙著所収)。

- (23) 『天台座主記』文保二年(二二二八)十月条。
- (24) 『日吉社并叡山行幸記』文保二年十月条。
- (25) 応永元年(二二九四)八月十五日付「社頭三塔集會事書」(『日吉社室町殿御社参記』)。
- (26) 永和元年(二二七五)十二月十一日付「延暦寺衆徒告文」(『北野社目安等諸記録拔書』)。
- (27) 『日吉社室町殿御社参記』。
- (28) 応永二十七年閏正月十一日付「十禪師彼岸三塔集會事書」(『北野社家条々拔書』)。
- (29) 『祇園執行日記』応安四年(一三七二)七月二日条。
- (30) 『祇園執行日記』応安五年十二月九日条。
- (31) 『後愚昧記』永和三三年(二二七七)七月二十八日、同年八月四日条。
- (32) 『言国卿記』文明六年(一四七四)二月二十三日条。『親長卿記』同年二月二十一日、同年三月二日条。
- (33) 『兼宣公記』応永二十二年(一四一五)七月十一、十二日条。『滿濟准后日記』正長二年五月四日条。
- (34) 『日本耶穌會年報』下(『異国叢書』(復刻版)、雄松堂書店、一九六六年)。
- (35) 『看聞御記』応永二十六年正月二十五日条。
- (36) 『滿濟准后日記』応永二十年十二月八日条。
- (37) 『看聞御記』応永二十八年三月二十一日条。
- (38) 景山春樹『比叡山』(角川書店、一九七五年)。
- (39) 前掲註(2)拙稿参照。
- (40) 前掲註(2)拙稿参照。
- (41) 『諸国一見聖物語』(京都市国語国文資料叢書二九、臨川書店、一九八一年)。